

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

愛媛県西南部に位置する西予市は、平成16年4月1日に愛媛県東宇和郡明浜町、宇和町、野村町、城川町及び西宇和郡三瓶町の5町が合併し、誕生したまちである。

西は宇和海に面した海岸部から東は高知県境のカルスト部まで東西距離は約49 km、南北距離は約24 kmと市内広域に事業所は立地している。

西予市の人口は、平成2年10月現在で51,893人であったが、令和5年3月には、32%（約17,000人）減少し、34,918人まで落ち込んでおり、この先も年数を経て減少の一途をたどると推測される。

西予市の産業構造を就業者数で見ると、2020年では、第1次産業が22.0%、第2次産業が16.5%、第3次産業が60.5%となっており、第1次産業は県の平均6.7%を大きく上回り、他市町と比較すると第1次産業が占める割合が多くなっている。第2次産業の内、製造業（従業員4人以上）については、1事業所あたりの従業員数は20人に満たない小規模事業所がほとんどであり、地域雇用の核となる一定規模の企業の新規立地もほぼないため、事業所従業員数は大幅減となっている。

このような状況の中、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、愛媛県の南予地域の中核市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

西予市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が西予市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点か

ら、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

西予市の産業は、西は宇和海に面した海岸部から東は高知県境のカルスト部まで東西距離は約49 km、南北距離は約24 kmと広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、西予市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

西予市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が西予市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月2日～令和7年7月1日

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。―